

議案第 29 号

大野市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部改正案

令和 5 年 3 月 27 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

事業対象者等の見直しに伴い、定義に関する規定等を改正するため

大野市教育委員会告示第 号

大野市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和3年教育委員会告示第50号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 新婚夫婦 <u>令和5年3月1日</u>から<u>令和6年3月31日</u>までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。</p> <p>(2) 住居費 <u>令和5年4月1日</u>から<u>令和6年3月31日</u>までの間に賃貸住宅を賃借する際に要した費用で、物件の賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分を差し引いたものとする。</p> <p>(3) 引越費用 <u>令和5年4月1日</u>か</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 新婚夫婦 <u>令和4年4月1日</u>から<u>令和5年3月31日</u>までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。</p> <p>(2) 住居費 <u>令和4年1月1日</u>から<u>令和5年3月31日</u>までの間に賃貸住宅を賃借する際に要した費用で、物件の賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分を差し引いたものとする。</p> <p>(3) 引越費用 <u>令和4年1月1日</u>か</p>

ら令和6年3月31日までの間に引越業者又は運送業者へ支払った実費をいう。

(4) (略)

(補助対象者)

第3条 結婚新生活支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、新婚夫婦の夫又は妻で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) (略)

(2) 新婚夫婦の所得額(市町村長が発行する直近の所得課税証明書に基づく夫婦の所得額の合計。以下「所得額」という。)が500万円未満(貸与型奨学金の返済を行っている場合にあっては、所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満)であること。

(3)～(8) (略)

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 (略)

2 前年度に本事業による補助金の交付を受けた補助対象者で、その補助金の額が第1項の表に定める上限額に達しなかった場合は、当該上限額から前年度補助金の額を差し引いた

ら令和5年3月31日までの間に引越業者又は運送業者へ支払った実費をいう。

(4) (略)

(補助対象者)

第3条 結婚新生活支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、新婚夫婦の夫又は妻で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) (略)

(2) 新婚夫婦の所得額(市町村長が発行する直近の所得課税証明書に基づく夫婦の所得額の合計。以下「所得額」という。)が400万円未満(貸与型奨学金の返済を行っている場合にあっては、所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が400万円未満)であること。なお、夫婦の双方又は一方が、無職の場合はその者についての所得はないものとする。

(3)～(8) (略)

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 (略)

2 令和3年度に本事業による補助金の交付を受けた補助対象者で、その補助金の額が第1項の表に定める上限額に達しなかった場合は、当該上限額から令和3年度補助金の額を差

額を本年度における上限額とする。

(交付申請等)

第5条 第3条に規定する補助対象者で補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大野市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「申請書兼実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

2 申請書兼実績報告書の提出は令和6年3月31日までに行わなければならない。

附 則

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

し引いた額を令和4年度における上限額とする。

(交付申請等)

第5条 第3条に規定する補助対象者で補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大野市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「申請書兼実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 申請者又は配偶者が無職の場合
は、離職した日がわかる書類

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

2 申請書兼実績報告書の提出は令和5年3月31日までに行わなければならない。

附 則

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

様式第 1 号を別紙のように改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第 2 条から第 5 条までの改正規定及び様式第 1 号の改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

大野市長 様

住 所
 申請者氏名
 配偶者氏名
 連絡先

大野市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

大野市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、大野市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

1. 婚姻日	年 月 日		
2. 新居に住所を定めた日 及び婚姻日における年齢	(夫)	年 月 日	歳
	(妻)	年 月 日	歳
3. 所得額	夫 円	妻 円	計 円
貸与型奨学金返済金額（年額）	夫 円	妻 円	計 円
4. 経費内訳	住居費 (賃貸)	契約締結日	年 月 日
		賃料①	月額 円
		住宅手当②	月額 円
		共益費③	月額 円
		実質負担額 <small>(① - ② + ③) × 月数</small>	円 × 月分 円
		敷金・礼金	円
		仲介手数料	円
		小計 A	円
	引越費用	引越年月日	年 月 日
		費用 B	円
5. 合計 C (A + B) 1,000円未満は切捨て			円
6. 補助金上限額 D ※該当額に○を記載	60万円 ・ 30万円		
7. 前年度交付済額 E			円
8. 補助申請額 ※D - EとCを比較して少ないほうの額			円

<p>9. 同意及び確認</p> <p>※ 該当する項目にはレ点を記入</p>	<p><input type="checkbox"/> 私たちは市税等の滞納はありません。</p> <p><input type="checkbox"/> この補助金の申請の事務処理に必要な範囲において、私たちの戸籍（婚姻届を含む。）、住民票、所得、市税等の納付状況について、市が調査することに同意します。（※同意される場合は、下記の添付資料1.2.3.5の添付を省略することができます。）</p> <p><input type="checkbox"/> 私たちは家賃及び引越費用に対する公的な補助は受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/> 私たちは、勤務先からの住宅手当分を控除して申請しております。</p> <p><input type="checkbox"/> 私たちは、大野市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第9条に該当したときは、補助金を返還することを約束します。</p> <p><input type="checkbox"/> 私たちは、生活保護法第11条第1項第3号の住宅扶助による家賃補助を控除して申請しております。</p> <p>夫 _____（自署）</p> <p>妻 _____（自署）</p>
---	--

添付資料 ※前年度に申請手続を行った場合は、（6）のみ添付が必要

- (1) 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- (2) 住民票謄本
- (3) 申請者及び配偶者の所得課税証明書
- (4) 申請者及び配偶者の納税証明書
- (5) 賃貸住宅の場合は、その賃貸借契約書の写し
- (6) 住居費及び引越費用の領収書の写し
- (7) 福井県が主催する共家事講座の受講修了書の写し
- (8) 勤務先から住宅手当等が支給されている場合は、住宅手当等支給証明書（様式第2号）
- (9) 貸与型奨学金の返済を行っている場合は、返済額が確認できる書類の写し